

平成 29 年 9 月 5 日

第 2 三恵園改修事業 入札要項

「第 2 三恵園改修事業」の一般競争入札にあたり、下記項目を確認遵守いただきますようお願いいたします。

- 1 事業名：第 2 三恵園改修事業
- 2 事業主：社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団 理事長 佐藤義博
- 3 工事場所：大阪府豊能郡能勢町大里 222-5 第 2 三恵園敷地内
- 4 工事期間：平成 29 年 11 月 6 日から平成 30 年 3 月 31 日 契約書に定める
- 5 工事発注方式：設計・施工方式
- 6 入札方式：一般競争入札
- 7 入札予定価格：46,800,000 円（税抜）
- 8 入札最低制限価格：入札後開示
- 9 入札日時：平成 29 年 10 月 30 日（月）14 時 00 分 様式指定の入札書を使用する
- 10 入札場所：大阪市浪速区湊町 2-1-57 難波サンケイビル 7 階 701 会議室
- 11 入札に必要な資格
 - 1) 事業者は、工事施工に関し建設業許可を有することとともに、1 級又は 2 級の建築施工管理技士及び管工事施工管理技士及び電気工事施工管理技士を雇用していること（一部工種に下請け事業者による施工の場合は、当該工種の下請け事業者が前記条件を満たしていること）
 - 2) 入札日の過去 2 年以内に国及び地方公共団体の一切の行政処分を受けていないこと（必須）
 - 3) 事業者は過去 2 年間に国税、地方税を滞納していないこと（必須）
 - 4) 国又は地方公共団体の建設工事競争入札参加資格者名簿に、「建築一式工事」の業務で登録をしていること
 - 5) 又は過去の社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団の施設の建物建築工事に参画した実績があること
 - 6) 現場には事業者が雇用する主任技術者を、工事を施工する日に配置できること
 - 7) JV（共同企業体）による場合には、JV 代表者による契約ができること
- 12 入札資格確認図書の提出期限：平成 29 年 9 月 12 日（火） 午後 5 時
- 13 入札資格確認図書の内容
 - 1) 工事施工者の建設業許可の写し
 - 2) 記載する施工管理技士であることを証する書面の写し及び健康保険証の写し
 - 3) 国又は地方公共団体の競争入札参加登録を行っている事業者は登録証の写し
 - 4) 登録を行っていない事業者は行政処分を受けていないことの申立書
 - 5) 「都道府県税及びその附帯徴収金について未納の徴収金はありません」と記載された直近 1 事業年度の納税証明書
 - 6) 直近 1 事業年度の消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書：証明書の種類は「その 3」（「その 3 の 2」、「その 3 の 3」でも可）

- 14 保証金（履行保証）
事業者は、落札額での工事履行保証保険に加入し保険証書を契約締結時に事業団へ差し入れること
- 15 前払金
事業者が工事代金の前払を求める場合は、契約締結後、落札額の4割以内の額で、10万円単位の額で前払金を支払うものとする
- 16 質疑応答期間
平成29年9月5日（火）から10月23日（月）の10：00から17：00
- 17 質疑応答の方法
メールにより下記のアドレスへ質問事項を送付して下さい。電話での質疑応答には対応しません。質疑応答は事業団ホームページに順次掲載します。
産経新聞厚生文化事業団本部（半澤宛）：k.hanzawa@sankei-fukusi.or.jp
- 18 入札に付す条件について
- 1) **工事は設計施工方式**とし、事業者は施工する工事に関し法令の定めにより必要な許可、届出等を行うとともに、**設計が完了した時点で、関係図書を納品すること**
 - 2) 工事は「第2 三恵園改修工事計画図」に基づき設計施工すること
 - 3) エレベーター棟は、鉄骨ALC造とすること
 - 4) 設置するエレベーターは、東芝社製（型式：SB1000-2S45-2）の1000kg 定員15名と同等規格のエレベーターを設置すること
 - 5) 設置するエレベーターには「エレベーター機能一覧」を備えること
 - 6) トイレ改修工事において設置する衛生器具等は、「器具等積算一覧（参考）」に記載する器具と同等性能、機能の製品を設置すること
 - 7) トイレ改修工事において、設置する小便器を大便器及び洗面器等へ事業団が変更指示した場合には増額又は減額の変更契約が締結できること
 - 8) 「第2 三恵園改修工事計画図」以外の追加工事が発生した場合には、追加変更契約が締結できること
 - 9) 既存木造増築箇所（未確認箇所）について建築確認申請等の適法な手続きを行い、適法状態へ改善すること
ただし、適法状態への改善のために別途工事を必要とする場合には、別途工事の積算を行い事業団へ協議すること
 - 10) エレベーター及びトイレ内装色については、複数の色調が選択でき、設計完了時に事業団が指定する内装色で工事施工できること
- 19 その他留意事項
工事に対する修補義務期間は2年間と設定し契約書を締結します。
事業者は、法令を遵守し、安全に工事を施工して下さい。
当該施設の利用者及び職員の安全を確保するために、始業、終業の工事施工に関する報告を事業団が指定する職員へ行って下さい。
入札書に押印いただく印影は、契約締結権限を有した事業者の権限者の印影もしくは、権限者から入札権限の委任を受けた者の印影を使用して下さい。委任を受けた者の印影による入札を行う場合は、委任状を入札時に提出して下さい。